

公募型プロポーザル方式による阿児町東部地区小学校建築・造成設計業務の委託業者選定に関する参加業者募集要項

志摩市が実施する公募型プロポーザル方式による阿児町東部地区小学校建築・造成設計業務の委託業者選定に際し、次のとおり参加業者を募集します。

平成26年1月6日

志摩市長 大口 秀和

1. 本業務の目的

当市においては、平成21年11月に「志摩市立小中学校再編基本計画」を策定し、これに基づき再編を進めることにしていました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の甚大な津波被害を目の当たりにし沿岸低地の危険性を痛感しました。

当市も東海地震・東南海地震・南海地震の発生が危惧されている地域にあり、特に阿児町東部地区に位置する甲賀小学校、国府小学校については、沿岸低地に立地し津波浸水予定地域に入っていることから、保護者や地域住民から高台移転を望む要望が多く寄せられました。

これらのことから、安全で安心な学校生活を確保するため、「志摩市立小中学校再編基本計画」を平成24年11月に一部見直し、立神・志島・甲賀・国府・安乗小学校の5校を再編統合し、高台へ移転することにしました。

統合小学校は、市の将来を担う子供たちの安全で安心な学校生活を第一に考え甲賀地区の高台に計画し、併せて地域住民の防災拠点・避難場所としての機能を持った施設として整備したいと考えています。

また本業務は、建築物と敷地造成の設計がまとまったチームとして取り組み、基本計画の際には、ワークショップ等からの意見も幅広く計画に取り入れ、この計画を基に実施設計を行い建築設計、造成設計の両面からコスト削減に取り組むと考えています。

このような役割と機能が求められる小学校は、建築・造成の基本設計及び実施設計にあたって、設計者の柔軟かつ高度な発想力・設計能力、豊富な経験等を求めたく、プロポーザルを行います。

本プロポーザルは、各業者の実績、体制及び業務内容に対する技術提案内容等を審査することにより、本事業遂行に最も適格である業者を選定することを目的とし、実施するものです。

2. 業務の概要

(1) 業務名

平成 25・26・27 年度 阿児町東部地区小学校建築・造成設計業務

(2) 業務場所

志摩市 阿児町 甲賀地内

(3) 業務内容

- ① 造 成 面 積 約 36,000m²
 - ② 延 床 面 積 約 6,100m²
 - ③ 構 造 基本RC造とするがその他は要検討
 - ④ 建設スケジュール (予定) 平成26年度 基本設計、造成実施設計
平成27年度 建築実施設計、造成工事
平成28年度 建築工事
平成29年度 建築工事
平成30年度 開校 (供用開始)
 - ⑤ 概 算 工 事 費 約 22.7 億円 (造成・外構工事等含む、消費税等込み。)
阿児町東部地区小学校建築・造成設計業務特記仕様書のとおり
- ### (4) 履行期間
- 契約日から平成28年2月27日まで
- ### (5) 見積限度額 (予算額)
- 98,712 千円以内 (消費得税及び地方消費税を含む)

3. 担当部署

志摩市教育委員会事務局 教育総務課

〒517-0592 三重県志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22

TEL: 0599-44-0315 FAX: 0599-44-5263

メールアドレス: ky-somu@city.shima.lg.jp

4. 全体スケジュール及び契約交渉相手方決定までの事務手順

別紙1のとおり

5. 手続参加資格要件

- (1) 本業務のプロポーザルに参加するものは、募集要項公告日から、本業務委託契約締結の日までの間、次の各号の全ての要件を満たすものとします。
- (2) 企業要件
 - ① 平成14年度以降に竣工した延べ面積6,000m²以上の学校(学校教育法第1条に規定する学校とします。)の新築、増築又は改築の設計業務の実績を有することとします。ただし、増築の場合にあっては、当該部分の床面積が6,000m²以上のものとします。なお、設計業務とは、基本設計又は実施設計の業務をいい、設計業務の実績は官民を問いません。
 - ② 平成26年1月1日時点において、志摩市競争入札資格者名簿 (測量・建設コンサルタント等) の建築関係コンサルタントに登録されていること。

- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④ 志摩市建設工事等指名停止措置要綱（平成20年志摩市告示第34号。以下「指名停止措置要綱」という。）指名停止の措置を、参加申込書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であることとします。
- ⑤ 三重県と愛知県内に本店又は、支店、営業所として建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所登録簿に登録された者であることとします。
- ⑥ 当該建築士事務所が、参加申込日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、若しくは更生手続開始の申立がなされていないこと、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始、若しくは再生手続開始の申立がなされていないこととします。
- ⑦ 消費税及び地方消費税(本店分)、すべての国税、県税、市税(三重県内に営業所等を有する場合)について未納がないこととします。

(3) 配置予定技術者の要求

- ① 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとします。

配置技術者	技術者資格及び分野
管理技術者	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
意匠主任技術者	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
構造主任技術者	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
設備主任技術者	建築士法第10条の2第4項に規定する設備設計一級建築士又は建築士法施行規則第17条の18に規定する建築設備士
造成担当技術者	技術士法第2条第1項に規定する技術士、建設部門（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設—都市及び地方計画」とするものに限る。）のいずれかの資格を有する者

＊ 管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者、設備主任技術者、造成担当者技術者は各1名とし、兼ねることはできないものとします。

- ② 管理技術者は、参加申込時に公共建築設計業務委託共通仕様書第3章3.10の6を満たしていることとします。
- ③ 配置予定技術者は、参加申込時において3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

(4) 協力者（協力事務所）について

- ① 本業務に関する専門分野（管理技術者及び意匠主任技術者を除く）について、協力者（協力事務所）を加えることを可能とします。
- ② 協力者（協力事務所）は、前述（2）の③から⑦各号の資格要件を満たすこととします。ただし、設備主任技術者に係る協力者（協力事務所）については、⑤の資格要件を求めません。
- ③ 協力者（協力事務所）となった者は、プロポーザルの参加資格を有しないこととします。また、本業務において、複数の参加者の協力者（協力事務所）となることもできません。
- ④ 大学教授などの有識者を個人として協力者とする場合は、同述①～③の限りではありません。

(5) 本業務のプロポーザルへの参加申込は、参加を申し込む者の所属する一級建築士事務所ですら1回のみとします。

6. 評価概要

(技術提案書の審査は1次審査と2次審査を行います。)

- (1) 技術提案書(1次審査用)の評価概要
技術提案書(2次審査用)の提出を求める事業者を、書類審査により、高得点者上位から最大5者選定し、全ての技術提案者(1次審査用)に対し、1次審査結果を通知するものとします。
また、同得点となった場合は、下記③の点数の高いものを上位とします。
 - ① 設計者団体としての状況(企業要件)
 - ② 配置予定技術者の経験及び能力
 - ③ 業務内容に対する技術提案
- (2) 技術提案書(2次審査用)の評価概要
1次審査選定者を対象とし、1次審査と2次審査の合計得点により最優秀者と次点者を特定します。
 - ① 業務内容に対する技術提案
 - ② ヒアリング
- (3) 審査の実施方法
別に設置する「阿児町東部地区小学校建築・造成設計業務プロポーザル方式選定委員会」において、その内容の審査を行い、技術提案者を選定及び特定します。

7. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

- (1) 技術提案書作成上の基本事項
プロポーザルは、調査・検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではありません。本公告に記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合がありますので注意してください。
- (2) 技術提案書の作成方法
技術提案書の様式は、別添(様式第1号～4号、様式-1の1～4の9)に示されるとおりとしてください。なお、文字サイズは10ポイント以上としてください。
- (3) 技術提案書の内容に関する留意事項
 - 全般
 - ・ 技術提案書には、提出枚数確認のために頁数/全頁数を記入してください。
 - ・ 記載事項を確認する書類の添付が無い場合、指定する様式と異なる場合にはその項目の評価は行いません。
 - ・ カラー印刷にて提出することは差し支えありません。
 - ・ 評価対象業務の実績・受賞実績は国内のものとします。

○様式

様式	様式に関する留意事項	提出時期
参加申込書 様式第1号	・平成14年以降に竣工した延べ面積6,000㎡以上の学校(学校教育法第1条の学校とします。)の新築、増築(増築部分の床面積が6,000㎡以上のもの)又は改築の設計業務の実績について、記載した業務の規模、構造、延べ面積及び設計者がわかる書類(建築確認申請書、建築計画概要書、契約書、重要事項説明書、業務計画書、仕様書、図面の写し等)を添付してください。(設計業務の実績は官民を問いません。)・一級建築士事務所登録証明書、若しくはこれに代わるものを添付してください。	参加表明

配置予定技術者 届出書 (様式 - 1 の 1)	・参加申込書提出時に添付してください。 ・配置予定の管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者及び設備主任技術者について提出してください。 ・ 5. (3) ① 配置予定技術者の要件に必要な免許の写しを添付してください。	参加表明
辞退届 (様式第 3 号)		
技術提案書 (様式第 4 号)	・ 1 次審査用または 2 次審査用の明記をしてください。	1 次審査 2 次審査
企業要件 (様式 - 4 の 1)	・評価対象業務 1 (*1)における実績件数を評価します。 ・記載した「評価対象業務 1」(*1)の建築物の規模、構造、延べ面積及び設計者がわかる書類（建築確認申請書、建築計画概要書、契約書、重要事項説明書、業務計画書、仕様書、図面の写し等）を添付してください。 ・様式-4 の 1 に記載できる実績は 5 件までとします。官民は問いません。 ・平成 14 年度以降に竣工した実績で、建築士事務所としての受賞歴があるものについて評価します。 ・「受賞実績 1」の対象は、延べ面積 6,000 m²以上の学校の設計業務(*2)とします。 ・「受賞実績 2」の対象は、延べ面積 3,000 m²以上 6,000 m²未満の学校の設計業務(*2)とします。 ・「受賞実績 3」の対象は、「受賞実績 1」及び「受賞実績 2」以外の設計業務(*2)とします。 ・公共団体、建築学会及び建築設計団体等の建築コンクール等の受賞歴を対象とします。広く公募されたものを対象とし、社内等のコンクール等の受賞歴は評価を行いません。 ・様式-4 の 1 に記載できる受賞実績は 1 件とし、延べ面積を必ず記入してください。官民は問いません。 ・受賞実績がわかるもの（賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等及び携わっていたことがわかるもの）を添付してください。 ・企業の所属技術職員数については、資格を考慮した技術者数を記載してください。 ・ここという技術職員とは、一級建築士、建築設備士を指します。	1 次審査
業務実施体制 (様式 - 4 の 2)	・管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者、設備主任技術者、造成担当者技術者は各 1 名とし、兼ねることはできません。 ・構造及び設備業務について、協力者(協力事務所)に再委託する場合は、再委託先等を記載してください。 ・記載様式は様式-4 の 2 を用いることとし、A 4 版 1 ページに記載してください。	1 次審査

管理技術者の経歴等 (様式-4 の 3①) (様式-4 の 3②)	・配置予定の管理技術者（１名）について、経歴等を記載してください。 ・設計者として従事した「評価対象業務２」(*3)における実績を評価します。 ・記載した「評価対象業務２」(*3)の建築物の規模、構造、延べ面積及び本人が行ったことがわかる書類（建築確認申請書、建築計画概要書、契約書、重要事項説明書、業務計画書、仕様書、図面の写し等）を添付してください。 ・様式-4 の 3①に記載できる実績は１件とし、延べ面積を必ず記入してください。官民は問いません。 ・様式-4 の 3①に記載した実績について、様式-4 の 3②に施設概要、設計コンセプト、写真等をまとめて記入してください。 ・構造・規模は、構造種別一地下階数/地上階数、延べ面積を記載してください。 ・手持ち業務の状況は、本件技術提案書提出時において、契約中の担当全業務（官民は問いません。）を全て記載してください。（５件以上有る場合は５件記載してください） ・工事監理業務は除きます。	1 次審査
意匠主任技術者の経歴等 (様式-4 の 4①) (様式-4 の 4②)	・配置予定の意匠主任技術者（１名）について、経歴等を記載してください。 ・設計者として従事した「評価対象業務２」(*3)における実績を評価します。 ・構造・規模は、構造種別一地下階数/地上階数、延べ面積を記載してください。 ・記載した「評価対象業務２」(*3)の建築物の規模、構造、延べ面積及び本人が行ったことがわかる書類（建築確認申請書、建築計画概要書、契約書、重要事項説明書、業務計画書、仕様書、図面の写し等）を添付してください。 ・様式-4 の 4①に記載できる実績は１件とし、延べ面積を必ず記入してください。官民は問いません。 ・様式-4 の 4①に記載した実績について、様式-4 の 4②に施設概要、設計コンセプト、写真等をまとめて記入してください。 ・手持ち業務の状況は、本件技術提案書提出時において、契約中の担当全業務（官民は問いません）を全て記載してください。（５件以上有る場合は５件記載してください） ・工事監理業務は除きます。	1 次審査
構造主任技術者の経歴等 (様式-4 の 5)	・配置予定の構造主任技術者（１名）について、経歴等を記載してください。 ・構造に係る設計者として従事した「評価対象業務３」(*4)の実績件数について評価します。 ・記載した「評価対象業務３」(*4)の建築物の規模、構造、延べ面積及び本人が行ったことがわかる書類（建築確認申請書、建築計画概要書、契約書、重要事項説明書、業務計画書、仕様書、図面の写し等）を添付してください。 ・様式-4 の 5 に記載できる実績は３件までとします。官民は問いません。 ・構造・規模は、構造種別一地下階数/地上階数、延べ面積を記載してください。 ・手持ち業務の状況は、本件技術提案書提出時において、契約中の担当全業務（官民は問いません）を記載してください。ただし、様式-4 の 5 に記載できる業務は５件までとします。（５件以上有る場合は５件記載してください） - 工事監理業務は除きます。	1 次審査
設備主任技術者の経歴等 (様式-4 の 6)	・配置予定の設備主任技術者（１名）について、経歴等を記載してください。 ・設備に係る設計者として従事した「評価対象業務２」(*3)における実績を評価します。 ・記載した「評価対象業務２」(*3)の建築物の規模、構造、延べ面積及び本人が行ったことがわかる書類（建築確認申請書、建築計画概要書、契約書、重要事項説明書、業務計画書、仕様書、図面の写し等）を添付してください。 ・様式-4 の 6 に記載できる実績は１件とし、延べ面積を必ず記入してください。官民は問いません。	1 次審査

	・構造・規模は、構造種別一地下階数/地上階数、延べ面積を記載してください。 ・手持ち業務の状況は、本件技術提案書提出時において、契約中の担当全業務（官民は問いません）を全て記載してください。ただし、様式-4の6に記載できる業務は5件までとします。（5件以上有る場合は5件記載して下さい） ・工事監理業務は除きます。	
造成担当技術者の経歴等 （様式-4の7）	・配置予定の造成担当技術者（1名）について、経歴等を記載してください。 ・造成に係る設計者として従事した「評価対象業務4」（*5）における実績を評価します。 ・記載した「評価対象業務4」（*5）の造成の開発区域面積及び本人が行ったことがわかる書類（開発行為許可申請書、契約書、業務計画書、仕様書、図面の写し等）を添付してください。 ・様式-4の7に記載できる実績は1件とし、開発区域面積を必ず記入してください。官民は問いません。 ・手持ち業務の状況は、本件技術提案書提出時において、契約中の担当全業務（官民は問いません）を全て記載してください。ただし、様式-4の7に記載できる業務は5件までとします。（5件以上有る場合は5件記載して下さい） ・工事監理業務は除きます。	1次審査
業務内容に対する技術提案 （様式-4の8）	阿児町東部地区小学校における建築計画の基本方針及び業務の実施体制を評価します。 ・建築計画の基本方針は、業務の実施方針、手法、その他の業務実施上の配慮事項等を記載することとし、「5地区の小学校統合」と「低地からの高台移転」について設計上、重視する内容を反映してください。 ・業務の実施体制は、工程計画、業務フロー及び動員計画を記載してください。 また、ワークショップ等のマネジメントの考え方を記載してください。 ・A3版ヨコ1ページ以内に記載してください。2ページ以上となる場合は、この項目の評価を行いません。 ・文章を補完するために概念図、引用可能な図面・写真等を用いることは支障ありませんが、本提案のためにCGや詳細図面等を作成することは求めません。	1次審査
業務内容に対する技術提案 （特定テーマ） （様式-4の9）	・本業務において、技術提案を求めるテーマは以下の項目とします。各テーマとも「阿児町東部地区小学校建設計画概要（案）」の内容を反映してください。 特定テーマ（1）■ 建築計画 統合される5地区の歴史・伝統等を継承しつつ新たな大きな輪ができる学校づくりと、災害時には児童の安全を確保でき、地域の避難所として活用できる施設計画 特定テーマ（2）■ 敷地利用計画 現在の地形や自然環境を活かしつつ、計画建築物と駐車場を無駄なく効率的に配置し災害時、地域の拠点となる施設計画 特定テーマ（3）■ 環境配慮 施設のLCC（ライフサイクルコスト）を視点にコストの低減、省エネ、自然エネルギーの活用など環境に配慮した施設計画 ・特定のテーマに対する取り組み方法に関する考え方や着眼点等を具体的に記載してください。	2次審査

	・記載にあたり、文章を補完するために、概念図、引用可能な図面・写真等を用いることは支障ありませんが、本提案のために CG や詳細図面等を作成することは求めません。 ・特定テーマ（１）～（３）のページ数の合計が A3 版ヨコ 3 ページ以内であれば、各特定テーマの配分は任意とします。なお、ページ数の合計が 4 ページ以上となる場合は、特定テーマ（１）～（３）の評価は行いません。 ・各特定テーマの番号を記載してください。 ・参加者を特定することができる会社名等の内容（社章、ロゴマーク等を含む。）を記載してはならない。	
--	--	--

- (*1)「評価対象業務１」とは、平成 14 年度以降に竣工した延べ面積 6,000 ㎡以上の学校の新築、増築（増築部分の床面積が 6,000 ㎡以上のもの）並びに改築の設計業務(*2)をいいます。
- (*2)「設計業務」とは、国土交通省告示第 15 号（平成 21 年 1 月 7 日）別添 1 に掲げる基本設計又は実施設計に係る標準業務をいいます。
- (*3)「評価対象業務２」とは、平成 14 年度以降に竣工した延べ面積 3,000 ㎡以上の学校の新築、増築（増築部分の床面積が 3,000 ㎡以上のもの）並びに改築の設計業務(*2)をいいます。
- (*4)「評価対象業務３」とは、平成 14 年度以降に竣工した延べ面積 3,000 ㎡以上の新築、増築及び耐震改修（増築及び耐震改修にあっては、当該部分の床面積が 3,000 ㎡以上）並びに改築の設計業務(*2)をいいます。
- (*5)「評価対象業務４」とは、平成 10 年度以降に竣工した開発区域の面積 1ha 以上の開発行為に関する工事の造成基本設計・造成詳細設計をいいます。
- (*6) 管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者、設備主任技術者及び造成担当技術者の業務の実績について、現在所属している建築士事務所以外での実績も評価の対象とします。

(4) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとしてください。

(5) 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがあります。

8. 技術提案書等の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 技術提案書提出にかかる参加申込書

本業務に係る一般公募による技術提案書提出に参加しようとする意思がある者は、「参加申込書」（様式第 1 号）及び添付書類を提出してください。（製本せずにクリップ留めとする。）
 なお、「参加申請書」による参加表明後、随意契約の相手方として決定されるまでは、随時参加を辞退することができます。その場合には、「参加辞退届」（様式第 3 号）を提出してください。

① 提出方法：持参又は郵送（簡易書留に限る。提出期限必着。）によります。

なお、郵送とする場合は、必ず志摩市教育委員会事務局 教育総務課まで電話にて着信の確認を行ってください。

② 提出先：志摩市教育委員会事務局 教育総務課

〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方 3098 番地 22

TEL：0599-44-0315 FAX：0599-44-5263

メールアドレス：ky-somu@city.shima.lg.jp

③ 提出期限：平成 26 年 1 月 20 日（月） 16 時（必着のこと）

提出の受付は土曜日、日曜日及び祝日を除き、9 時から 17 時（正午から午後 1 時までの間は除く）までとします。

④ 参加資格要件の確認結果通知

提出された参加申込書類に基づいて参加資格要件を確認し、その結果を平成26年1月23日付けの書面により郵送します。

また、参加資格要件の確認結果については、同日、ファクシミリ（「参加申込書」に記載されたファクシミリ番号）でも通知します。

⑤ 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、参加資格がないと認めた理由について、次のとおり説明を求めることができます。

ア 提出期間：参加資格がないと認められた通知を受けた日から2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

イ 提出場所：志摩市教育委員会事務局 教育総務課

〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方 3098 番地 22

TEL：0599-44-0315 FAX：0599-44-5263

メールアドレス：ky-somu@city.shima.lg.jp

ウ 提出方法：説明を求める旨を記載した書面を提出して行うものとします。

なお、書面（様式は自由）は持参又は郵送（簡易書留に限る。提出期限必着。）によります。

なお、郵送とする場合は、必ず志摩市教育委員会事務局 教育総務課まで電話にて着信の確認を行ってください。

エ 回答方法：説明を求めた者に対し、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）以内に書面により回答します。

(2) 技術提案書（1次審査用）

① 提出方法：13部（正本1部、写し12部）を持参又は郵送（簡易書留に限る。提出期限必着。）してください。

なお、郵送とする場合は、必ず志摩市教育委員会事務局 教育総務課まで電話にて着信の確認を行ってください。

② 提出場所：志摩市教育委員会事務局 教育総務課

〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方 3098 番地 22

TEL：0599-44-0315 FAX：0599-44-5263

③ 提出期限：平成26年1月28日（火） 16時（必着のこと）

＊提出の受付は土曜日、日曜日及び祝日を除き、9時から17時（正午から午後1時までの間は除く）までとします。

④ 第1次審査結果の通知

第1次審査の結果は、平成26年2月6日（予定）付けの書面により参加者全員に対し通知（郵送）します。また、第1次審査の結果については、同日、ファクシミリ（「参加申込書」に記載されたファクシミリ番号）でも通知します。

(3) 技術提案書（2次審査用）

① 提出方法：13部（正本1部、写し12部）を持参又は郵送（簡易書留に限る。提出期限必着。）してください。

なお、郵送とする場合は、必ず志摩市教育委員会事務局 教育総務課まで電話にて着信の確認を行ってください。

② 提出場所：志摩市教育委員会事務局 教育総務課

〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方 3098 番地 22

TEL：0599-44-0315 FAX：0599-44-5263

メールアドレス：ky-somu@city.shima.lg.jp

- ③ 提出期限：平成26年3月3日（月） 16時（必着のこと）
＊提出の受付は土曜日、日曜日及び祝日を除き、9時から17時（正午から午後1時までの間は除く）までとします。
- ④ 第2次審査結果の通知
第2次審査の結果は、平成26年3月12日（予定）付けの書面により参加者全員に対し通知（郵送）します。また、第2次審査の結果については、同日、ファクシミリ（「参加申込書」に記載されたファクシミリ番号）でも通知します。

9. 公告の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問がある場合は、次のとおり提出ください。
 - ① 提出方法：持参、ファクシミリ又は電子メールにて受け付けますが、ファクシミリ又は電子メールの場合は必ず電話による着信の確認をしてください。
 - ② 質問の受付担当部署：志摩市教育委員会事務局 教育総務課
〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方 3098 番地 22
TEL：0599-44-0315 FAX：0599-44-5263
メールアドレス：ky-somu@city.shima.lg.jp
 - ③ 質問の受付期間
参加資格に関する質問：平成26年1月6日（月）9時から平成26年1月17日（金）16時
技術提案に関する質問：平成26年1月6日（月）9時から平成26年1月24日（金）16時
- (2) 質問に対する回答
参加資格に関する回答：随時回答します。
技術提案に関する回答：質問書の提出があった日の3日後から（質問の提出期限日に提出があった場合は2日後から）
志摩市ホームページ上 (<http://www.city.shima.mie.jp/>) に掲示します。

10. 技術提案書を特定するための評価基準

別紙「阿児町東部地区小学校建築・造成設計業務 公募型プロポーザル方式評価項目一覧表」によります。

11. ヒアリング

- (1) 第1次審査選定者を対象として、以下のとおりヒアリングを行います。
 - ① 実施日時：平成26年3月8日（土）（予定）
ヒアリング場所及び日時等は第1次審査選定者に対し後日通知します。
 - ② 出席者：管理技術者及び意匠主任技術者は必須とし、ほか配置技術者から1名の計3名以内とします。
- (2) ヒアリングでは以下の事項等について確認を行います。
 - ① 管理技術者・意匠主任技術者等の出席者の氏名
 - ② 専門技術力の確認
 - ③ 業務への取組姿勢
 - ④ 質問に対する応答性
- (3) 説明資料は、提出された技術提案書とします。ただし、プレゼンテーションは、提出された

技術提案書のPDFデータをプロジェクターで投影するので、これにより行ってください。
レーザーポインターや指示棒を使用する場合は、提案者で準備してください。
また、追加資料の配布等は認めません。

- (4) 管理技術者、意匠主任技術者がヒアリングに出席しない場合はヒアリングの評価はしません。

1 2. 非選定（非特定）理由に関する事項

- (1) 提出した技術提案書が選定（特定）されなかった者に対しては、選定（特定）されなかった旨と、その理由（非選定（非特定）理由）を書面（非選定（非特定）通知書）により、通知します。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、書面（様式自由、A4 版）により、非選定（非特定）理由について説明を求めることができます。
- (3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない）以内に書面により行います。
- (4) 非選定（非特定）理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりです。
- ① 受付場所：志摩市教育委員会事務局 教育総務課
〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方 3098 番地 22
TEL：0599-44-0315 FAX：0599-44-5263
メールアドレス：ky-somu@city.shima.lg.jp
 - ② 受付日時：土曜日、日曜日及び祝日を除き、9時から17時（正午から午後1時までの間は除く）までとします。
- (5) 上記（2）を除き、非選定（非特定）の決定に対する質疑は一切受付ません。

1 3. 契約手続き等

- (1) 契約交渉相手方等の決定
審査の結果により、最優秀者となった者を本業務の契約交渉相手方として、委託契約交渉を行います。
なお、契約交渉相手方に選定された者が契約を締結しなかった場合、その他権利を失った場合は、次点者を契約交渉相手方とし、委託契約交渉を行います。
- (2) 契約内容の交渉
契約内容については、提案された技術内容等をふまえ契約交渉相手方と交渉し決定しますが、場合によっては新たに仕様書を作成するとともに、見積書の提出を求め、随意契約手続きを行います。
- (3) 異議申し立て
審査結果に関する異議申し立ては、通知書に記載の日までに行うこと。

1 4. その他の留意事項

- (1) 参加申込書の提出者のうち、技術提案書を提出する意思のある者が2者以下の場合は、手続き

を中止する場合があります。

- (2) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提案者の負担とします。
- (3) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等の措置を行うことがあります。
- (4) 過去の実績については、国内における業務の実績をもって判断するものとします。
- (5) 特定されなかった場合には、技術提案書を返却しません。また、提出された技術提案書は、技術提案者の特定以外に無断で使用しません。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとします。
- (6) 技術提案書提出後において、技術提案書に記載された内容の変更を認めません。また、技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることの発注者の了解を得なければなりません。
- (7) 消費税及び地方消費税（本店分）、すべての三重県税（三重県内に営業所等を有する場合）について未納がある場合は、本業務に参加できません。
前述 5. 手続参加資格要件 2) ⑦で記載されている「消費税及び地方消費税（本店分）、すべての三重県税（三重県内に営業所等を有する場合）について未納がないこと」は「参加申込書」の誓約事項とし、本様式を提出する際には次の書類を添付することは必要としませんが、2次審査後、技術提案者が特定された場合には、契約を締結するまでに、発行日から起算して6ヶ月以内の次の書類を提出してください。
 - ① 本店の消費税及び地方消費税についての納税証明書（「その3 未納税額のないこと」用）（所管税務署が発行（有料）したもの）
 - ② 三重県内に営業所等を有する場合は、すべての三重県税についての納税確認書（所管県税事務所が発行（無料）したもの）も提出してください。
- (8) 参加申込書の提出要請の日から随意契約の相手方に特定されるまでの間に、志摩市から資格停止等を受けた場合は、本業務への参加資格が無くなるものとします。また、随意契約の相手方として特定された者が、契約を締結するまでに、志摩市から資格停止等を受けた場合は、契約を締結しないことがあります。
- (9) 本業務を受注したコンサルタント（再委託先を含む）及び、本業務を受注したコンサルタントと資本、人事面等において関連があると認められた製造業者又は建築業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は本工事を請負うことができないものとします。
- (10) 特定された技術提案書のうち、必要な事項については、本業務の特記仕様書に明記するものとします。ただし本設計に提案内容すべてを反映するものではありません。

別紙 1

事業の全体スケジュール及び契約交渉相手方決定までの事務手順

	事項	期日・期間等
1	参加申込書類の受付	公告日から平成26年1月20日（月）まで （土・日・祝日を除く、9時から16時）
2	参加申込に関する質問の受付	公告日から平成26年1月17日（金）の16時まで ※回答は志摩市ホームページ上に掲示
3	参加資格要件確認結果通知	平成26年1月23日（木）
4	第1次審査（提出期限）	平成26年1月28日（火）の16時まで
5	第1次審査（書類審査）の結果通知の送付	平成26年2月6日（木）
6	技術提案書の受付	平成26年2月10日（月）から平成26年3月3日（月）まで （土・日・祝日を除く、9時から16時）
7	技術提案書に関する質問の受付	平成26年1月6日（月）9時から平成26年1月24日（金）16時 （土・日・祝日を除く、9時から16時） ※回答は志摩市ホームページ上に掲示
8	第2次審査（ヒアリング）	平成26年3月8日（土）
9	第2次審査（ヒアリング）の結果通知の送付	平成26年3月12日（水）
10	契約交渉相手方との随意契約	平成26年3月下旬頃